

## 地域づくりパートナープロジェクト推進助成事業実施要綱

(令和3年3月24日市民局長決裁)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、NPO、町内会、企業その他の団体（以下「市民活動団体等」という。）が行う地域課題の現状分析・調査や地域課題解決の取り組みに要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (助成の種類)

第2条 地域づくりパートナープロジェクト推進助成事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 課題調査検証助成 市民活動団体等が、地域の課題解決に資する取り組みを始めるために行う現状分析・調査・検証、課題への具体的な対応手法の検討等の取り組みに対する助成
- (2) 協働実践助成 複数の市民活動団体等が連携・協働して行う地域の課題解決に資する取り組みに対する助成
- (3) ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成 事業者と地域団体が協働し、民間事業の手法等を活用して行う地域の課題解決に資する取り組みに対する助成

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 助成事業者 第15条の規定による助成金の交付の決定の通知を受けたものをいう。
- (2) 助成事業 第15条の規定による助成金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。
- (3) 地域 次に掲げる助成の種類に応じ、それぞれ次に定める範囲をいう。
  - ア 課題調査検証助成及び協働実践助成 市内の全域又は一定範囲
  - イ ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成 概ね市内の小・中学校区又は地区連合町内会を構成する区域の範囲

### (助成対象要件等)

第4条 この助成金の交付対象となる事業、助成対象経費、助成金の額及び事業期間は、別表に掲げる助成の種類に応じ、同表に定めるとおりとする。

(助成金の交付対象者)

第5条 この助成金の交付を受けることができるものは、次の要件を満たす市民活動団体等とする。

- (1) 市内に活動場所を有すること。
- (2) 5名以上で構成される組織であること。
- (3) 組織の運営に関する規約、会則等を有し、構成員の名簿を備えていること。
- (4) 予算管理及び決算報告を適正に行っていること。
- (5) 1年以上継続して活動していること。
- (6) 助成事業を遂行できる能力又は実績を有すること。
- (7) 総会等意思決定の会合を定期的で開催していること。
- (8) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (9) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第28条第1項に規定する事業報告書等が提出されていること。(同法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に限る。)
- (10) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、仙台市において市税(個人の市民税(当該団体が仙台市市税条例(昭和40年仙台市条例第1号)第22条各号の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税をいう。)を滞納していないこと。
- (11) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。(当該申告の義務を有する団体に限る。)
- (12) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)の統制下にある団体ではないこと。

(市税の滞納がないことの確認)

第6条 前条第10号に規定する要件は、市長が、次条第1項の規定による公募(次条第3項及び第8条第1項において「公募」という。)において事業の申請を行おうとする市民活動団体等(以下「事業申請団体」という。)の同意に基づいて市税の納付状況を調査することにより確認するものとする。ただし、事業申請団体が市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)を提出した場合は、この限りでない。

(助成対象事業の公募等)

第7条 市長は、別表に規定する要件に適合する事業を公募し、審査を経て助成事業の候補を決定するものとする。

- 2 事業申請団体は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- (1) 事業申請書（第1-1号様式、第1-2号様式、第1-3号様式）
  - (2) 団体概要書（第2号様式）
  - (3) 事業収支予算書（第3-1号様式、第3-2号様式、第3-3号様式）
  - (4) 次に掲げる事業申請団体に関する書類
    - ア 定款、規約、会則その他これらに類するものの写し
    - イ 役員名簿及び会員名簿
    - ウ 前年度活動報告書等これまでの活動状況がわかるもの
    - エ 前年度収支計算書等これまでの収支状況がわかるもの
    - オ 団体の活動内容がわかるもの
  - (5) 市税納付状況確認同意書（第4号様式）又は市税の滞納がないことの証明書
  - (6) 消費税及び地方消費税にかかる納税証明書（当該申告の義務を有する団体に限る。）
  - (7) 誓約書（第5号様式）
- 3 前項の規定による申請は、一回の公募につき1団体当たり1事業に限るものとする。ただし、大学等の教育機関を除く。

（事前相談の実施）

第8条 市長は、公募に際し、事前相談の機会を設けるものとする。

- 2 事業申請団体は、前項に規定する事前相談を行わなければならない。

（地域づくりパートナープロジェクト推進助成事業検討会）

第9条 市長は、第7条第2項の規定による申請のあった事業の審査を行うため、地域づくりパートナープロジェクト推進助成事業検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

- 2 検討会は、助成事業の候補の決定に関する意見を市長に述べるものとする。

（審査基準）

第10条 検討会では、別表に掲げる助成の種類に応じ、同表に定める基準により審査を行うものとする。

（検討会の構成）

第11条 検討会は、委員6人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 市民活動に関して優れた識見を有する者
  - (2) 地域活動に関して優れた識見を有する者
  - (3) 民間事業経営に関して優れた識見を有する者
  - (4) 市民局市民活躍推進部長

(5) 前4号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

- 3 検討会に委員長を置き、委員長は市民局市民活躍推進部長をもって充てる。
- 4 委員の任期は、1年以内とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

#### (検討会の開催)

第12条 委員長は、検討会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 検討会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 検討会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 5 委員長及び委員のうち審査に関し公正な判断をすることができないと認められる者は、当該審査に加わることができない。
- 6 委員長が前項の規定により審査に加わることができないとき又は委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する者が、委員長の職務を代行する。

#### (検討会の庶務)

第13条 検討会の庶務は、市民局市民活躍推進部市民協働推進課において処理する。

#### (交付の申請等)

- 第14条 助成事業の候補として決定された事業の事業申請団体は、市長が定める期日までに地域づくりパートナープロジェクト推進助成金交付申請書(第6-1号様式、第6-2号様式、第6-3号様式)により、規則第3条第1項の規定による交付の申請(以下「交付申請」という。)を行わなければならない。
- 2 協働実践助成及びソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成の事業申請団体が交付申請を行う場合は、当該事業における代表団体を定めるものとする。

#### (交付の決定等)

第15条 市長は、交付申請が到達してから30日以内に、当該交付申請に書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、助成金の交付の可否及び助成金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、地域づくりパートナープロジェクト推進助成金交付決定書(第7号様式)により行うものとする。

#### (交付の条件等)

第16条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、事業の内容の

変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）であって、助成金の額に変更を生じないものとする。

- 2 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、地域づくりパートナープロジェクト推進助成金事業変更承認申請書（第8号様式）又は地域づくりパートナープロジェクト推進助成金事業中止（廃止）承認申請書（第9号様式）により行うものとする。
- 3 前項の申請に対する承認は、地域づくりパートナープロジェクト推進助成金事業（変更・中止・廃止）承認通知書（第10号様式）により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。
- 4 前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第17条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過した日までに地域づくりパートナープロジェクト推進助成金交付申請取下書（第11号様式）により行うものとする。

（状況報告）

第18条 市長は、必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（助成事業の遂行の命令等）

第19条 市長は、前条の規定による状況報告等を受けた場合において、助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成事業者に対して、これらに従って助成事業を遂行すべきことを指示するものとする。

- 2 市長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、助成事業の遂行の一時停止を指示するものとする。
- 3 前2項の指示を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（実績報告）

第20条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、助成事業の成果を記載した地域づくりパートナープロジェクト推進助成金実績報告書（第12号様式）に次の書類を添えて、事業完了の日から7日以内若しくは当該年度の末日までのいずれかの早い日までに行わなければならない。

- （1）事業実施報告書
- （2）収支決算書
- （3）助成対象経費支出内訳書

- (4) 助成対象経費支出に係る領収書の写し
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項に規定する書類等の提出を受けたときは、公開による実施報告会を開催するものとする。
- 3 助成事業者は、前項に規定する報告会に出席し、助成事業の実施状況等の報告を行わなければならない。

(助成金の額の確定等)

第21条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、助成金確定通知書（第13号様式）により行うものとする。

(是正のための措置)

第22条 市長は、第20条の規定による実績報告を受けた場合において、当該助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(助成金の交付)

第23条 市長は、助成金を規則第15条ただし書きの規定による概算払により交付するものとする。

2 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、地域づくりパートナープロジェクト推進助成金交付請求書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第24条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(助成金の返還)

第25条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 市長は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(財産処分の制限等)

第26条 助成事業者は、助成事業により取得し又は効用の増加した財産について市長の承認を受けずに助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

2 規則第20条ただし書きに規定する財産の処分の制限を適用しない、市長が特に必要と認める場合は次のとおりとする。

(1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第一から別表第六までに定める耐用年数を経過した場合

(2) 前項の財産のうち、取得し又は効用の増加した額が10万円未満のものを処分する場合

3 第1項の承認を受けようとするときは、理由を記載した承認申請書を市長に提出して行うものとする。

4 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。

5 助成事業者は、第1項に規定する財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(立入検査等)

第27条 市長は、必要があると認めるときは、助成事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、助成事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第28条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ助成金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(情報通信技術を利用する方法により手続等を行う場合)

第29条 第7条第2項に規定する書類の提出及び第20条第1項に規定する報告に係る、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法については、仙台市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例第3条から第6条までの規定の適用を受ける手続等の例による。

(委任)

第30条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から実施する。

附 則 (令和4年3月24日改正)

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

附 則 (令和4年10月12日改正)

この改正は、令和4年10月12日から実施する。

附 則 (令和4年12月1日改正)

この改正は、令和4年12月1日から実施する。

附 則 (令和5年2月24日改正)

この改正は、令和5年2月24日から実施する。

附 則 (令和6年8月1日改正)

この改正は、令和6年8月1日から実施する。

附 則 (令和7年3月21日改正)

この改正は、令和7年4月1日から実施する。

附 則 (令和8年4月1日改正)

この改正は、令和8年4月1日から実施する。